

## 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会運営要領（案）

## 1 目的

合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下合法木材という）の普及拡大と合法木材の円滑な供給を進めるため、業界団体による自主的取組のあり方等について、業界関係者、学識経験者など関係者による情報交換・意見交換等を行い、「合法性等の証明された木材の普及推進事業」の基本方針の作成や事業の効果的な推進のための助言を行う。

## 2 構成員

木材関係業界団体、学識経験者、環境NGO等から構成され（社）全国木材組合連合会会長が委嘱する。

## 3 協議事項

- (1) 合法木材の普及・啓発に関すること
- (2) 合法木材の円滑な供給に関すること
- (3) その他「合法性等の証明された木材の普及促進事業」の企画運営方針に関すること
- (4) その他必要な事項

## 4 座長

- (1) 委員会に会を代表する座長をおく
- (2) 座長は委員会委員の互選により決定する

## 5 部会

- (1) 委員会に以下の部会をおく
  - (ア) 合法木材普及拡大部会  
合法木材の普及啓発活動のあり方について意見交換し、合法木材の効果的・効率的な普及推進事業に対して助言を行う
  - (イ) 合法木材供給体制整備部会  
合法木材の供給体制を整備するための業界団体による自主的な取組のあり方などについて意見交換し、合法木材供給体制整備推進の効果的・効率的な事業実施に対して助言を行う
- (2) 各部会等のメンバーは該当分野の学識経験者等から全木連会長が委嘱する

## 6 事務局

事務局は全国木材組合連合会におく

## 7 情報の公開

協議内容は関連するホームページ「合法木材ナビ」により公開する